

○都留市高収益作物導入事業費補助金交付要綱

(平成 31 年 3 月 29 日告示第 39 号)

改正 令和 6 年 3 月 28 日告示第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都留市内に高収益な作物の栽培を普及させることにより、農家の所得向上を図ることを目的として、果樹を中心とした高収益作物の栽培を開始する者に対して補助金を交付することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、市内において販売目的の果樹を現に栽培し、又は栽培する見込のある者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、市内で事業を行う個人事業主
- (2) 市内に事業所を有する法人
- (3) 本市のふるさと納税返礼品取扱事業者又はふるさと納税返礼品取扱事業者となる見込みのある者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 個人事業主にあつては、個人事業主の属する世帯に納期限の到来した市税等に未納がある者
- (2) 法人にあつては、納期限の到来した市税等に未納がある者

(補助事業等)

第 3 条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助対象経費、補助額及び交付回数は、別表のとおりとする。

2 補助の対象となる果樹は、「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について(平成 13 年 10 月 10 日付 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知)別表 1-1-①に掲載されている作物とする。

3 補助額に 1,000 円未満が生ずる場合は、当該額を切り捨てた額を補助額とする。

(補助対象ほ場)

第4条 この補助金により果樹栽培を導入するほ場は、補助事業を実施しようとする者が所有するもの又は農地法(昭和27年法律第229号)、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)等の規定により、補助事業を実施する年度の4月1日から5年を超える期間の使用収益権の設定を受けているものでなければならない。ただし、使用収益権の設定を受けているほ場にあつては、所有者から果樹栽培の同意を受けているものに限る。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を申請する者は、都留市高収益作物導入事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を必要に応じて添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の計画概要及び収支予算書
- (2) 補助対象経費の見積書
- (3) 果樹栽培を開始するほ場の位置図
- (4) 購入する設備の内容がわかるカタログ等(設備を整備する場合に限る。)
- (5) 整備する苗木、設備等の配置を明記したほ場の配置図
- (6) 果樹栽培の同意書(使用収益権の設定を受けているほ場に限る。)
- (7) 誓約書
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、都留市高収益作物導入事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更するときは、都留市高収益作物導入事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、都留市高収益作物導入事業費補助金実績報告書(様式第 4 号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算書
 - (2) 補助対象経費の支払を証明する書類(領収書の写し等)
 - (3) 整備したほ場及び購入した物品等の写真
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- (補助金の額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、実績報告書の審査をするとともに必要に応じ現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付の内容に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、都留市高収益作物導入事業費補助金交付額決定通知書(様式第 5 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から起算して 20 日以内に都留市高収益作物導入事業費補助金請求書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(財産の管理)

第 12 条 補助事業者は、別表に定める補助事業のうち、果樹園整備事業により取得し、又は効用の増加した財産で、1 つにつき 20 万円以上のもの(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間(以下「財産処分制限期間」という。)を

経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産台帳の整備及び利用状況報告書の提出)

第 13 条 補助事業者は、取得財産等の名称等を記載し、その取得に係る証拠書類を添付した財産管理台帳(様式第 7 号)を整備して、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間又は財産処分制限期間のいずれか長い期日まで保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間、取得財産等の利用状況報告書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、取得財産等が補助事業の内容に沿って適切に利用されていない場合、補助事業者に対して利用条件の改善を求めるものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者に対して期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、自然災害その他のやむを得ない理由が認められる場合は、補助金の返還を免除することができる。

(1) 第 11 条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき。

(2) 補助事業者が、市長の承認を受けずに、財産処分制限期間を経過する前に取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(3) 補助事業者が、第 13 条第 3 項による改善の求めに応じず、それ以降に取得財産等を適切に利用しないと認められるとき。

2 補助金の返還額は、前項第 1 号においては交付を受けた額とし、前項第 2 号及び第 3 号においては補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成 20 年 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知)の国庫納付額の算定方式に準じて算定した額とする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日告示第 27 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

補助事業	補助対象経費	補助額	交付回数
1. 果樹園整備事業	果樹を栽培するための新たなほ場の整備に要する経費で次に掲げるもの (1) 果樹の苗木代 (2) 設備代(ハウス、果樹棚、薬剤散布機等果樹の栽培に必要と認められるもの。ただし、トラクター等汎用性の高いものは除く。) (3) 肥料代等(肥料、農薬、土壌改良材等) (4) 資材代(果樹の栽培に必要な資材)	(1) ブドウ・モモ・スモモを栽培する場合 補助対象経費の合計額の 10 分の 5 とし、整備するほ場の面積 1 アール当たり 9 万円を上限とする。 (2) その他の果樹を栽培する場合 補助対象経費の合計額の 10 分の 4 とし、整備するほ場の面積 1 アール当たり 4 万円を上限とする。	1 箇所(のほ場)につき 1 回を限度とする。
2. 果樹園管理事業	果樹園整備事業で整備したほ場の整備の翌年度以降の管理に必要な経費で次に掲げるもの (1) 肥料代等(肥料、農薬、土壌改良材等) (2) 資材代(果樹の栽培に必要な資材)	補助対象経費の合計額の 2 分の 1 以内とし、果樹園整備事業で整備したほ場の面積 1 アール当たり 5 千円を上限とする。	補助事業者 1 人につき年度 1 回とし、果樹園整備事業で整備したほ場 1 箇所につき 2 回を限度とする。

様式第 1 号(第 5 条関係)

都留市高収益作物導入事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

都留市高収益作物導入事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

都留市高収益作物導入事業費補助金変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

都留市高収益作物導入事業費補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

都留市高収益作物導入事業費補助金交付額決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

都留市高収益作物導入事業費補助金請求書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 13 条関係)

財産管理台帳

[別紙参照]

様式第 8 号(第 13 条関係)

高収益作物導入事業取得財産等の利用状況報告書

[別紙参照]